

## 愛媛県立しげのぶ特別支援学校スクールバス車両借上契約書（案）

愛媛県立しげのぶ特別支援学校長 稲荷 邦仁（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、愛媛県立しげのぶ特別支援学校におけるバスの運行（登校便のみ）に係るバス車両の借り上げに関し、次の条項により契約を締結する。

### （契約の内容）

第1条 乙は、この契約を履行するために、次のスクールバス車両を提供するものとする。

| 便 No. | 便名     | 車型・台数                    | 備考    |
|-------|--------|--------------------------|-------|
| 1     | 松前・松山便 | 大型、中型又は小型バス（正座席 25 席）1 台 | 運転手付き |

### （借上の方法）

第2条 乙は、別紙愛媛県立しげのぶ特別支援学校スクールバス運行仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、スクールバス車両（以下「バス」という。）を提供しなければならない。

2 乙は、前項の仕様書に定めのない事項については、甲乙協議して処理するものとする。

### （契約期間）

第3条 本契約期間は令和4年9月1日から令和4年12月20日までとする。ただし、運行日は児童・生徒の登校日とし、臨時休校、学校行事等による日程変更による登校を要しない日は除く。

### （契約金額）

第4条 甲は、次の区分ごとの1回当たりの単価にそれぞれの運行便数を乗じて算出した金額を、バス借上の対価として乙に支払うものとする。

| 便 No. | 便名     | 契約金額                      |
|-------|--------|---------------------------|
| 1     | 松前・松山便 | 運行1回あたり〇〇円（消費税及び地方消費税を含む） |

### （対価の請求及び支払）

第5条 乙は、毎月10日までに、前条の規定に基づき算出した金額（以下「借上料」という。）を甲に請求するものとする。

2 乙は、前項の請求をする場合は、当該請求の積算根拠が明らかとなる内訳が記載された請求書（様式第2号）を提出しなければならない。

3 甲は、本条第1項に基づき乙から請求があった場合には、その支払請求が適正なものであることを確認した上で、当該請求を受理した日から30日以内において支払うものとする。

4 甲は、その責めに帰すべき理由により約定期間内に借上料を支払わないときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(契約保証金)

第6条 契約保証金は〇〇円とする。※免除の場合、契約保証金は免除する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第7条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(調査等)

第8条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して運行業務の処理状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(業務完了報告及び完了検査)

第9条 乙は、毎月の運行業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して業務完了報告書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から起算して、10日以内に、委託業務の完了について検査を行うものとする。

(新型コロナウイルス感染症による学校の休業期間等の変更等に伴う契約期間の変更又は契約の解除)

第10条 甲は、新型コロナウイルス感染症により学校の休業期間等に変更等があった場合は、契約期間の変更又は本契約の解除をすることができる。

2 甲はこれに伴う費用を負担しないものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この契約を解除することができる。

(1) この契約に違反したとき。

(2) 運行業務を遂行することが困難であるとき。

(3) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

2 前項の規定により、契約を解除したときは、甲は、借上料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った借り上げ料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

(損害賠償)

第12条 乙は、その責めに帰すべき事由により、運行業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がそれを負担するものとする。

(関係書類の保管)

第13条 乙は、運行業務の関係書類を運行業務完了の年度の翌年度から起算して、5年間保

管しなければならない。

(秘密の保持)

第 14 条 乙は、運行業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議)

第 15 条 この契約の履行について疑義が生じた事項又はこの契約に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ各 1 通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 愛媛県東温市田窪 2135  
愛媛県立しげのぶ特別支援学校長 稲荷 邦仁

乙